

年度経営計画

令和7年度

目次

1. 業務環境

- (1) 長崎県の経済を取り巻く環境
- (2) 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

2. 業務運営方針

- (1) 保証部門
- (2) 期中管理部門・経営支援部門
- (3) 回収部門
- (4) その他間接部門

3. 事業計画

1. 業務環境

(1) 長崎県の経済を取り巻く環境

令和6年度においては、社会経済活動の正常化とともに、長崎県内の景気は緩やかに回復している。一部には物価高の影響はあるものの、個人消費は賃上げや人流の回復を背景として緩やかに増加し、観光も増加が続いている。公共投資は回復しているが、設備投資は増加の動きは一服している。生産は増加し、雇用、所得環境は緩やかに改善しているが、一部では人手不足感の強まりが続いている。

(2) 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

中小企業・小規模事業者（以下「中小企業」という。）の景況感は、人手不足感の高まりや物価高の影響が続いており、持ち直しの動きに足踏みがみられた。県内の倒産は件数、負債総額ともに前年を上回った。一部の中小企業は業況回復が見られるが、経営基盤が不安定な企業にとっては、人手不足や物価高等の課題を抱えて引き続き厳しい状況が続いている。

2. 業務運営方針

上記環境の下、複合的な要因により債務が増大している中小企業や事業発展に前向きに挑戦する中小企業に対して、当協会は公的な「金融と経営の総合支援機関」として、国や地方公共団体の施策を踏まえ、金融機関、中小企業支援機関等と連携し、企業のライフステージに応じたきめ細やかな事業者支援に引き続き取り組む必要がある。そのため、増大した債務の返済負担軽減を図るための借換えを含む資金や事業の維持や成長、収益性や生産性の改善に向けた資金の需要に対して、各種保証制度による資金繰り支援に努める。加えて、保証から再生支援までの各部門の職員が一丸となり、企業の経営課題解決に向けた提案を行い、経営改善及び事業再生の支援に努め、更に、創業や事業承継、再チャレンジ等の思い切った事業展開への支援、経営者保証ガイドラインの浸透と定着のための周知に引き続き取り組む。これらの取組により中小企業の持続的発展を積極的に後押しし、地域経済の発展に貢献する。

令和7年度における業務上の基本方針について、以下を主要項目として掲げ、別途、具体的な行動計画を作成し、役職員が一丸となって取り組んでいくこととする。

(1) 保証部門

① 中小企業に寄り添った、きめ細やかな資金繰りと経営改善の支援

中小企業の適切な業況の把握に努め、中小企業のライフステージに応じた多様な資金ニーズに対し、金融機関と連携しつつ、タイムリーな支援を行う。

感染症の影響や物価高等の複合的な要因により増大した債務を抱え、資金繰りに苦しむ中小企業に対しては、金融機関と連携した上で、経営力強化保証、小口零細企業保証等の各政策保証を利用し、借換えを含めた資金繰り支援に取り組む。また、個々の中小企業の経営状況に応じた支援を実現するため、適切なモニタリングの実施に取り組むほか、引き続き経営支援部門と一丸となり、経営改善に向けた支援に努める。

また、近年増加する突発的な自然災害等により被害を受けた中小企業に対しては、必要に応じて事業再建のための資金繰り支援に積極的に取り組む。

② 企業の持続的発展の支援

設備投資、新事業への進出、収益性や生産性の向上を目的とした資金等に積極的に対応し、前向きに挑戦する中小企業をサポートすることで、企業の持続的発展を支援する。また、各種保証制度の利用状況、金融機関や中小企業の資金ニーズ・要望を把握し、制度の改善・創設等を検討するとともに、地方公共団体への制度創設・改正を提案し、引き続き保証の利便性向上を図る。

③ 経営者保証を不要とする保証の推進

経営者保証改革プログラムの趣旨を踏まえ、引き続き、経営者保証ガイドラインの内容を十分に理解し、事業者選択型経営者保証非提供制度の活用等の適切な対応に努める。また、金融機関からの事前協議や相談、保証申込のほか、M&Aや事業承継等で株主が変更になることを把握した場合においても、経営者保証を不要とする制度の提案や周知を徹底する等、金融機関と連携し経営者保証を不要とする取組を一層促進していくことで、経営者保証に依存しない融資慣行の確立の加速化に寄与する。

④ 金融機関・中小企業支援機関との連携

上記①～③の方策について、金融機関や中小企業支援機関と中小企業支援に対する認識を共有した上で実施する必要があるため、日常的な対話や業務研修会等を通じて、より一層の連携強化を図る。また、融資・保証における金融機関と連携した協調支援のために、新たに創設された協調支援型特別保証制度の周知に努める。

(2) 期中管理部門・経営支援部門

① 中小企業に寄り添ったきめ細やかな経営改善支援

経営支援コーディネーターとしての役割を最大限に発揮するために、引き続き保証部門との連携体制で取り組むとともに、「がんばる長崎中小企業経営支援ネットワーク」の活用により、金融機関や中小企業支援機関等と協調して中小企業の実態把握を行い、必要な金融支援、経営支援に努める。

その上で、経営改善、生産性の向上に取り組む中小企業に対して、金融機関や中小企業支援機関と情報を共有し、専門家派遣事業や補助事業等による、収益力改善支援に取り組むとともに、実施後のフォローアップに努める。

また、金融機関や長崎県中小企業活性化協議会との連携により、中小企業の経営改善、再生支援に積極的に取り組み、中小企業に寄り添った支援に取り組む。

② 中小企業のライフステージに応じた支援

創業期・拡大期・再生期・事業承継期等の中小企業のライフステージに応じた金融支援・経営支援等に取り組む。

これらの支援を効果的に行っていくため、保証部門及び再生支援部門と協力し、国や地方公共団体の施策を踏まえた上で、金融機関や商工会議所・商工会、長崎県中小企業活性化協議会、長崎県事業承継・引継ぎ支援センター、よろず支援拠点等の中小企業支援機関と連携して支援を行う。

③ 経営支援の定量的な効果検証の指標及び目標値

経営支援の検証に関しては「サポート会議、バンクミーティング、アドバイザー会議」「専門家派遣」を実施した先を対象として、売上高・経常利益の増減、CRDカテゴリ推移を効果検証の指標とする。検証する指標の中で、特に総合的に経営の状況を判定することができる「CRDカテゴリ」について、前期比同等以上のカテゴリに推移した割合が検証企業全体の50%以上となることを目標値とする。

(3) 回収部門

① 求償権の状況に応じた適切な管理、回収

期中管理における調査及び交渉内容を基に債務者等の現状に見合った回収方針を早期に策定し、代位弁済後の初動対応の徹底を図るとともに、求償権の実態把握に努め、適切な管理、回収を行う。

② 「経営者保証ガイドライン」や「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」を活用した保証債務免除の対応

経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理の要請に対し柔軟に対応する。また、定期入金先の保証人に対して、一部弁済による連帯保証債務免除ガイドラインの活用を図る。

③ 事業継続、事業再生の各局面の求償権先への適切な対応

事業継続しながらやむを得ず代位弁済に至った求償権先に対しては、十分な協議を重ねた上で弁済額を決定する等の措置を講じ、資金繰りを安定させつつ事業継続支援に努める。また、事業継続し再生局面にある求償権先に対しては、事業内容の把握とともに求償権消滅保証の検討を行い、事業再生計画に基づく求償権放棄や保証債務の免除を含む再生支援要請に対しては、再生計画の内容を精査し、金融機関や中小企業支援機関と連携しながら、再チャレンジも考慮し適切に対応していく。

④ 管理事務停止、求償権整理の推進

回収見込みについて早期に見極めを行い、回収見込みがないと判断した場合は、速やかに管理事務停止を実施し、求償権整理の推進に努める。

(4) その他間接部門

① 内部管理体制の強化

中小企業の維持発展にしっかりと寄与できるよう、各部門の課題や行動計画を役職員で共有した上で、活発なコミュニケーションによる更なる組織の活性化を図りながら、職員が持つ知識・経験の承継を行い、重点課題に各部門が連携して取り組むことに努める。加えて、信用保証業務の見直し等の業務環境変化に適切かつ柔軟に対応し、効率的な業務運営を行う。

また、自然災害、システム障害その他の緊急事態に対して、事業継続計画（BCP）等に基づき適切に対応するとともに、本所事務所については所在する商工会館において実施予定の耐震診断の結果を踏まえ、適切な対応を検討する。

② コンプライアンス態勢の維持、向上

コンプライアンスプログラムを継続的に実施し、コンプライアンス態勢の維持、向上に努める。

③ 反社会的勢力の排除

警察、長崎県暴力追放運動推進センター、金融機関等との連携、及び、全国信用保証協会連合会の「反社会的勢力等情報共有化システム」や当協会固有の「新聞報道等関連情報検索」を利用し、反社会的勢力の排除に努める。

④ 人材の育成及び成長の促進

協会が求められている公共的使命により一層応えられるよう、中小企業診断士、経営アドバイザー等の資格取得を奨励するほか、全国信用保証協会連合会の階層別・課題別研修等の外部研修や通信教育を活用して職員の能力向上を図る。また、OJTや内部研修のほか、定年年齢引上げ制度の活用による知識・経験の承継、知識習得や能力形成を目的とした中小企業支援機関への出向等により、職員の成長を促進するための機会創出に努める。

⑤ 広報活動の充実

前年度に実施した広報のあり方を含めた見直しの結果をもとに、よりわかりやすく、伝わりやすいものを発信し、中小企業の支援に繋がる広報活動の更なる充実に取り組む。保証協会ホームページや機関紙、金融機関等との情報交換会などを通じて、制度創設・改正、各種支援、補助事業等の情報や取組状況をタイムリーに、わかりやすく提供するとともに、常に活動の見直しを行いながら、中小企業及び金融機関、中小企業支援機関への周知、利便性向上に努める。これらの広報活動を継続し一層の充実を図るために、職員の広報意識の定着と醸成にも取り組む。

⑥ 業務の電子化、電算システム活用の推進

保証利用の利便性向上を図るとともに、協会業務の効率化のため、業務の電子化及び電算システム活用を推進し、全国統一システムとして開発された保証申込関係書類の電子的授受の利用を希望する金融機関に的確に対応する。

⑦ 電算共同システムの安定運用、リスク管理

保証協会システムセンターと連携し安定した運用を図るとともに、システムリスクに備えた事業継続計画（BCP）や情報セキュリティへの取組を推進する。

(5) 事業計画

令和7年度の保証承諾等の主要業務数値（見通し）は、以下のとおりです。

項 目	金 額	前年度計画比
保 証 承 諾	510億円	92.7%
保証債務残高	1,825億円	94.0%
代 位 弁 済	20億円	90.9%
回 収	3.5億円	87.5%